

令和 2 年度生駒市地域型保育施設整備・運営事業者募集要項

令和 2 年 8 月
奈良県生駒市

1 目的

全国的に少子化傾向が進行している中で、生駒市では就業する女性の増加や核家族化の進行などの要因により保育需要が年々増加し、保育所の入所希望者が定員を大幅に上回る状況が続いています。

このような状況に対応するため、本市では「生駒市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の提供体制の確保に取り組んでおりますが、現状では特に 3 歳未満の待機児童が多く、この年齢を対象とする地域型保育施設をさらに整備する必要があることから、下記のとおり地域型保育施設を整備・運営する事業者を募集します。

2 募集対象地区

地域型保育施設を整備・運営する地区は、以下のいずれかの地区とします。なお、記載の順番は優先順位の高い順です。

- ア 近鉄生駒駅周辺
- イ 近鉄東生駒駅周辺
- ウ 壱分小学校周辺
- エ 近鉄白庭台駅周辺

3 募集対象

(1) 小規模保育事業 A 型（施設提案方式） 生駒市内で 1 箇所程度 定員 19 名以内
事業者が施設を確保して運営する方式とします。

(2) 小規模保育事業 A 型（施設紹介方式） 近鉄東生駒駅周辺で 1 箇所 定員 19 名
生駒市が紹介する施設を賃借又は購入して運営する方式とします。

<紹介する施設について>

- ・賃借する場合の賃料は、月 30 万円程度を想定していますが、条件等により変更することは可能です。事業者に決定後、施設所有者等（代理人を含む）と直接協議してください。
- ・9 月 3 日（木）に現地説明会を開催します。現地では不動産業者が施設に関する説明・質問に対応します。
- ・現地説明会に参加を希望する事業者は、8 月 31 日（月）までにこども課まで申込んでください。

※生駒市では、空き家の流通を促進するため、不動産流通関連団体と連携した「いこま空き家流通促進プラットフォーム」を設立し、空き家に関する情報を提供しています。

(3) 家庭的保育事業（保育ママ） 生駒市内で1箇所程度 定員5名以内

4 募集数

上記の(1)～(3)のうち2事業とし、(1)もしくは(2)を必ず1事業は含むものとします。
また、1事業者が2事業に応募することも可とします。

5 応募資格

それぞれ全ての条件を満たすこととします。

(1) 小規模保育事業A型（施設提案方式）

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を、児童福祉法、生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）及びその他関係法令を遵守して適正に運営できる法人であること。

イ 令和2年4月1日現在で、奈良県、大阪府、京都府内で、幼稚園、認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型のいずれかを運営している法人であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政第16号）167条の4の規定に該当しない法人であること。

エ 本市から入札参加資格の停止の措置を受けていない法人であること。

オ 納付すべき税を滞納していない法人であること。

カ 生駒市暴力団排除条例（平成23年生駒市条例第29号）第2条に定める暴力団若しくは暴力団員の統制の下にない、又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない法人であること。

キ 保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じて保育を提供すること。

ク 本市の既存の教育・保育施設とも連携を図るなど、本市の保育行政に積極的に協力できること。

ケ 保護者との交流を図り、保護者の意見を運営に反映させる努力を行うこと。

コ 保護者及び地域との信頼関係を築ける法人であること。

サ 小規模保育所事業を実施する施設について貸与を受ける場合は、賃借権を設定し登記すること。ただし、以下のいずれかに該当する場合など、安定的な事業継続が見込まれる場合は賃借権の登記を行わないことができます。

① 建物の賃貸借契約期間が開設から10年以上とされている場合

② 貸主が地方住宅供給公社又はこれに準ずる法人、その他信用力の高い主体である場合

(2) 小規模保育事業A型（施設紹介方式）

ア (1)小規模保育事業A型（施設提案方式）のア～コと同様とする。

イ 決定後、速やかに施設所有者等（代理人を含む）と協議を行った上で、施設を賃借又は購入し、施設開設に向けて内装等の改修を行える者であること。施設を賃借又は購入できない場合は、決定を無効とする。

(3) 家庭的保育事業

ア 奈良県が行う研修（研修名「子育て支援員研修」）を修了した保育士または3年以上の保育の

実績があること

- イ 保育者が乳幼児の保育に専念できること。
(保育者の自宅で事業を実施する場合、同居する家族に育児や介護を要する人がいないこと。
また、他に職業を有していないこと。)
- ウ 事業の実施が可能な物件を確保できること。
(居宅等が借家である場合は、家主の承諾があること)
- エ 事業の運営に必要な家庭的保育補助者が確保できること。
- オ 納付すべき税を滞納していないこと。

6 施設の条件

(1) 小規模保育事業A型(施設提案方式)

- ア 条例第28条で定める設備の基準を満たしていること。
- イ 建物が建築基準法(昭和25年法律第201号)の新耐震基準を満たしていること。建物が昭和56年5月31日以前に建築確認を受けている場合は、耐震調査を実施し問題がないものまたは耐震補強済みのものであること。
- ウ 建築基準法、消防法(昭和23年法律186号)、その他関係法令の要件を遵守していること。
※ 建築基準法に基づく検査済証を添付してください。検査済証がない場合は、「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン(平成26年7月2日 国住指第1137号)に則った指定確認検査機関による適合状況調査の結果、適法に施工済みであることが確認できる書類を添付してください。
- エ 最寄り駅からの距離が1km以上ある場合は、保護者送迎用駐車場として、2~3台分を確保できること。

(2) 小規模保育事業A型(施設紹介方式)

条例第28条で定める設備の基準を満たしていること。

(3) 家庭的保育事業

- ア 条例第22条で定める設備の基準を満たしていること。
- イ 保育を行う専用の部屋は1階にあることが望ましいが、2階以上に設置する場合は、避難上有効な設備を有すること。

7 運営の条件

(1) 小規模保育事業A型(施設提案方式・施設紹介方式共通(ア「定員規模」を除く))

ア 定員規模

施設提案方式 19名以内

施設紹介方式 19名

ただし、1・2歳児の待機児童が多いため、定員設定においては、0歳児の定員より1・2歳児の定員が多くなるように設定し、0歳児からの持ちあがり以外で1歳児が入所できるようにすること。

イ 入所対象児童

満3か月を経過した翌月から4月1日で3歳未満児

ウ 開所時間

月曜日から土曜日の午前7時30分から午後6時30分まで

なお、事業者の提案により延長保育を実施することは可能とします。

エ 休所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日とする。

オ 給食

施設内調理により給食を提供すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日 児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。なお、条例第16条に基づく搬入施設からの搬入は可能とする。

(2) 家庭的保育事業

ア 定員規模

5名以内

イ 入所対象児童

小規模保育事業A型（施設提案方式・施設紹介方式共通）と同じ

ウ 開所時間

小規模保育事業A型（施設提案方式・施設紹介方式共通）と同じ

エ 休所日

小規模保育事業A型（施設提案方式・施設紹介方式共通）と同じ

オ 給食

小規模保育事業A型（施設提案方式・施設紹介方式共通）と同じ

8 職員配置

(1) 小規模保育事業A型（施設提案方式・施設紹介方式共通）

条例第29条の規定を満たしていること。

(2) 家庭的保育事業

条例第23条の規定を満たしていること。

9 連携施設

条例第6条に規定する連携施設については、提案者自らが確保すること。ただし、連携を依頼する前に市と相談すること。

10 開設時期

令和2年11月9日（月）までに事業に着手し、令和3年4月1日までに開園すること。

11 提出書類 別紙のとおり

1.2 補助金等関係

①保育所施設整備費補助金関係

生駒市民間保育所等運営費補助金交付要綱に基づく額を上限として補助します。ただし、国、奈良県及び生駒市の各年度の予算成立状況によって交付の可否が決定されますのでご了承ください。

②保育所運営費支弁関係

国の「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」に規定する保育単価表に基づく金額を支弁します。(改正があった場合はそれに従うものとする。)

※ 上記の補助金関係については、変更になる場合があります。

1.3 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答については、以下のとおりとします。

①提出方法：別添の質問書（様式7）により、電子メールにて提出すること
メールアドレス child-welfare@city.ikoma.lg.jp

※メールアドレス以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

②提出期限：令和2年9月7日（月） 17時00分

③回答日：令和2年9月9日（水）

④回答方法：生駒市公式ホームページで回答します。

1.4 受付期間

令和2年8月25日（火）から令和2年9月16日（水）までの午前9時から午後5時までの間に、こども課までご持参ください。（ただし、土・日・祝日は受け付けできません。また、郵送でも受け付けません。なお、提出日は事前にこども課まで連絡して調整してください。）

1.5 事業選定方法

審査委員会での選定を受け、本市において事業候補の選定を行います。選定は、事前審査を行った後、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）で総合的に判断し、（1）小規模保育事業A型（施設提案方式）、（2）小規模保育事業A型（施設紹介方式）、（3）家庭的保育事業（保育ママ）のそれぞれの応募者を一括して、高い評価を得た順に2事業を選定します。ただし、2事業のうち、（1）もしくは（2）を必ず1事業含むものとします。

また、提案内容が一定の基準に満たない場合は、1事業のみ、もしくは候補なしとします。

① 事前審査

提案内容が、応募要件を満たしているか等、事前に審査を行います。応募要件を満たしていない場合は失格となることがあります。

② 第1次審査（書類審査）

事業計画その他の内容について、書類審査を行います。

③ 第2次審査（ヒアリング審査）

事業計画や事業を行う理由等の内容についてプレゼンテーションを行っていただき、その後、応募書類やプレゼンテーションの内容について質疑応答を行いますので、質問に対応できる方の出席をお願いします。

ヒアリング審査の時間や会場等は、後日、応募事業者に通知します。

1.6 審査項目

① 事業者の概要

業務実績、応募理由、財政状況など

② 整備計画

設置場所、保育室等の状況、整備に係る資金計画など

③ 事業計画

保育の目標・方針、保育計画、職員配置計画、運営にかかる収支計画など

1.7 日程

公示	令和2年8月25日（火）
現場説明会	令和2年9月3日（木）
質問締切	令和2年9月7日（月）
質問への回答	令和2年9月9日（水）
応募受付締切	令和2年9月16日（水）
第1次審査	令和2年10月6日（火）
第2次審査	令和2年10月16日（金）
結果通知	令和2年10月下旬（予定）

1.8 その他

- ① 提出いただく書類の部数は8部（原本1部・副本7部）とし、A4判を原則とします。
- ② 提出いただいた書類等は返却致しません。
- ③ 応募に際して要した費用については、応募者の負担とします。
- ④ ヒアリング審査では、地域型保育施設整備・運営事業者プロポーザル審査委員会にお越しいただき、事業概要の説明をお願いします。また、別途書類を提出していただく場合があります。
- ⑤ 事業者に決定した場合は、施設整備及び保育所運営にあたり、本募集要項に記載した諸条件や関係法令を遵守するとともに本市の指導に従ってください。また、保育所の整備に係る地元との合意形成等については、事業者において責任をもって行ってください。
- ⑥ 事業者に決定後、申請内容に虚偽等があったと認められるとき、又はその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認められるときは、決定を取り消すことができるものとします。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求めることはできません。

- ⑦ 決定した事業者は、本件に係る権利を第三者に譲渡することはできません。ただし、正当な事由により生駒市が認めた場合はこの限りではありません。

お問い合わせ及び提出先

生駒市教育こども部こども課（生駒市役所2階19番窓口）

〒630-0288

奈良県生駒市東新町8番38号

電話 0743-74-1111（内線777）

メールアドレス child-welfare@city.ikoma.lg.jp

提出資料

(1) 小規模保育事業A型

- ① 生駒市地域型保育施設整備・運営事業者応募書類【様式1】
- ② 事業者概要書【様式2】
- ③ 幼稚園、認可保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業A型運営実績【様式3】
- ④ 事業計画書【様式4-1】

全体的な計画・指導計画と保育所保育指針の「内容」の対応付け表【様式4-2】

※参考資料として添付している「全体的な計画・指導計画と保育所保育指針の『内容』の対応付け表の作成について」を確認の上、作成してください。

- ⑤ 職員配置計画書【様式5】
- ⑥ 資金収支計画書【様式6】
- ⑦ 施設整備に関する見積書
- ⑧ 施設の計画図面
- ⑨ その他の添付書類
 - ・事業者の決算書類（貸借対照表及び損益計算書）（3年間分）
 - ・法人税の申告書 別表、勘定明細書を含む一式（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・法人監査報告書（ある場合）
 - ・法人登記簿謄本または法人の履歴事項全部証明書
 - ・定款または寄付行為の写し
 - ・園長（管理責任者）の履歴書（任意様式）
 - ・配置職員ローテーション表（定員での入所を想定した場合のシフト表。週単位。任意様式）
 - ・各種マニュアルや対応方針（保育、給食搬入、保健衛生、緊急時対応、苦情対応等）
（運営している保育所等の資料、または今回の小規模保育事業所における案があれば添付）
 - ・法人印鑑登録証明書
 - ・最新の法人市町村民税の納税証明書（法人の本社・本店所在地の市町村のもの）
※事業所開設後、申告納付期限が到来していないため、「納税証明書」が発行されない場合は、「法人開設届」の写しを提出してください。
 - ・預金残高証明書
 - ・借入金の償還計画表
 - ・土地登記簿謄本及び建物登記簿謄本（施設提案方式のみ。ただし、安定的な事業継続が見込まれる施設を賃貸借する場合は不要）
 - ・建物の建築確認済証及び建築検査済証の写し
 - ・新耐震基準を満たしていることを証明する書類

(2) 家庭的保育事業

- ① 生駒市地域型保育施設整備・運営事業者応募書類【様式1】
- ② 事業計画書【様式4】
- ③ 資金収支計画書【様式6】
- ④ 見積書
- ⑤ 施設の計画図面
- ⑥ その他の添付書類
 - ・事業所得の収支内訳書（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・所得税の申告書（税務署の受付印があるもの）の写し（3年間分）
 - ・家庭的保育者の履歴書（任意様式）
 - ・世帯全員の住民票
 - ・保育士登録証の写しまたは子育て支援員研修の修了証の写し
 - ・物件の登記簿または賃貸借契約書
 - ・令和元年度分の市町村民税の納税証明書
 - ・各種マニュアルや対応方針（保育、給食搬入、保健衛生、緊急時対応、苦情対応等）
（今回の家庭的保育事業所における案があれば添付）